

医政発 0331 第 5 号
健発 0331 第 6 号
職発 0331 第 59 号
令和 5 年 3 月 31 日

各 都道府県知事
市町村長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布・施行について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和 5 年厚生労働省令第 45 号。以下「改正省令」という。) が昨日公布され、令和 5 年 4 月 1 日に施行予定である。

その改正の概要は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体等にその周知徹底を図り、その円滑な運用に万全の対応をしていただくようお願いしたい。

なお、改正省令の内容については、別紙を参照されたい。

記

1 へき地以外のワクチン接種会場への看護師等の労働者派遣に係る特例措置の廃止

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和 61 年労働省令第 20 号。以下「労働者派遣法施行規則」という。)附則第 4 項において、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種業務に係る人材確保のための特例措置として、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)

が行う保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 5 条及び第 6 条に規定する業務のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）附則第 14 条第 1 項の規定により同法第 5 条の規定による改正後の予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項の規定により行われたものとみなされた厚生労働大臣の指示に基づく予防接種に係る業務については、厚生労働大臣が指定する期日又は期間に限り、当該予防接種を行う病院等について労働者派遣を行うことができることとしている。今般、令和 5 年 4 月 1 日以降について、必ずしも看護師等が確保できない状況ではなくなっていることから、同年 3 月 31 日をもって当該特例措置を廃止することとする。

なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和 61 年政令第 95 号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第 2 条第 1 項の規定により、同条第 2 項に規定するべき地に所在するワクチン接種会場への看護師等の労働者派遣については、令和 5 年 4 月 1 日以降も、引き続き可能である。

2 へき地以外の臨時の医療施設への看護師等の労働者派遣に係る特例措置の廃止

労働者派遣法施行規則附則第 5 項において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 2 第 1 項に規定する臨時の医療施設（以下「臨時の医療施設」という。）における看護師等の人材確保のための特例措置として、看護師等が臨時の医療施設において行う保健師助産師看護師法第 5 条及び第 6 条に規定する業務のうち、新型コロナウイルス感染症に係る業務については、令和 5 年 3 月 31 日までの間に限り、臨時の医療施設について労働者派遣を行うことができることとしている。今般、令和 5 年 3 月 31 日が到来することから、当該規定を削除するとともに、臨時の医療施設の入院患者への医療の提供に支障が生じないよう、同年 5 月 7 日までは労働者派遣を行うことができることとする経過措置を設ける。

なお、労働者派遣法施行令第 2 条第 1 項の規定により、同条第 2 項に規定するべき地に所在する臨時の医療施設への看護師等の労働者派遣については、令和 5 年 5 月 8 日以降も、引き続き可能である。



(号外) 独立行政法人国立印刷局

〔省令〕

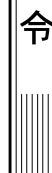
目次

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(厚生労働四五)

—



省令



○厚生労働省令第四十五号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第一項第一号の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年政令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後	改 正 前
	附 則	附 則	附 則
1～3	(略)	1～3 (略)	4 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条及び第六条に規定する業務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号。以下この項において「改正法」という。）附則第十一条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正後の予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第三項の規定により行われたものとみなされた厚生労働大臣の指示に基づく予防接種に係るものに限る。）に係る労働者派遣について令第二条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号の厚生労働省令で定めるものは、
病院又は診療所とする。	第一条第二項に規定するもののほか、予防接種法第六条第三項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間（改正法附則第十四条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正前の予防接種法第六条第三項の規定により指定したものとみなされた改正法による改正前の予防接種法附則第七条第一項の規定により指定した期日又は期間を含む。）に限り、当該予防接種を行う	第一項に規定するもののほか、予防接種法第六条第三項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間（改正法附則第十四条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正前の予防接種法第六条第三項の規定により指定したものとみなされた改正法による改正前の予防接種法附則第七条第一項の規定により指定した期日又は期間を含む。）に限り、当該予防接種を行	

(削る)

附則

1

(施行期日)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

2 (経過措置) 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条及び第六条に規定する業務（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に係るものに限り、前項に規定する業務を除く。）に係る労働者派遣について令第二条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号の厚生労働省令で定めるものは、第一条第二項に規定するもののほか、令和五年三月三十一日までの間に限り、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の二第一項に規定する臨時の医療施設とする。

5 | 保健師助産師看護師法第五条及び第六条に規定する業務（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に係るものに限り、前項に規定する業務を除く。）に係る労働者派遣について令第二条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号の厚生労働省令で定めるものは、第一条第二項に規定するもののほか、令和五年三月三十一日までの間に限り、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の二第一項に規定する臨時の医療施設とする。

発行所
独立行政法人 国立印刷局
〒105-0005 東京都港区虎ノ門二丁目
電話
03(3587)4294
定価
本冊一冊一、六四一円(本体一、五二〇円)
配送
一四三円(本体一、三〇円)
別冊